



別記様式第六十二号中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。  
 (広島県公営企業事務処理規程の一部改正)  
 4 広島県公営企業事務処理規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

職員の名前札の着用に関する訓令(昭和三十八年広島県訓令第十五号)

を

職員の名札の着用に関する訓令(昭和三十八年広島県訓令第十五号)

に改める。

別表第二広島県職員さき章に関する訓令の項中

第二條	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局(教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。)並びに警察本部及び警察署	企業局
第二條	総務企画部管理総室 人事室	企業局企業総務室
第二條	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局(教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。)並びに警察本部及び警察署	公営企業部
第二條	総務部総務管理局 人事室	公営企業部企業総務室

を

に改め、同表広島県職員証に関する

訓令の項中

第二條	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局(教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。)並びに警察本部及び警察署	企業局
第三條	総務企画部管理総室 人事室	企業局企業総務室
第四條	別表上欄に掲げる職員に掲げる職にある者	企業局長

を

第二條	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局(教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。)並びに警察本部及び警察署	公営企業部
第三條	総務部総務管理局 人事室	公営企業部企業総務室
第四條	別表上欄に掲げる職員に掲げる職にある者	公営企業部企業総務室長

に改め、同表

を

評定実施規程の項中

職員名札の着用に関する訓令	第二条	知事及び労働委員会の事務部局	公営企業部
---------------	-----	----------------	-------

に改め、同表広島県職員勤務

第九條第四項	総務企画部管理総室(以下「人事室長」といふ。)	企業局企業総務室長(以下「企業総務室長」といふ。)
第十條	人事室長	企業総務室長
第十一條第一項	総務企画部長	企業局長
第十一條第二項	人事室長	企業総務室長
第十二條第一項及び第三項	総務企画部長	企業局長
第十四條第二項	総務企画部管理総室人事室	企業局企業総務室

を

中「企業局」を「公営企業部」に改め、同表広島県職員等表彰審査会規程の項中

に改め、同表広島県職員等表彰規程の項

総務企画部管理総室人事室	企業局企業総務室
--------------	----------

を

総務部総務管理局人事室	公営企業部企業総務室
-------------	------------

に改め、同表中

広島県庁用自動車管理規程	第五條	総務企画部管理総室(以下「総務室」といふ。)	企業局企業総務室(以下「企業総務室」といふ。)
	第六條	総務室	企業総務室
	第九條第二項	総務室の長(以下「総務室長」といふ。)	企業総務室の長(以下「企業総務室長」といふ。)
		総務室長	企業総務室長

を

広島県庁用自動車管理規則	第五條	総務部総務管理局総務室(以下「総務室」といふ。)	公営企業部企業総務室(以下「企業総務室」といふ。)
	第八條第二項	総務室の長(以下「総務室長」といふ。)	企業総務室の長(以下「企業総務室長」といふ。)
		総務室長	企業総務室長

に改め、同表土木工事監督規

程の項中「土木建築部」を「土木部、都市部又は空港港湾部」に改め、同表土木工事検査規程の項中「土木建築部」を「土木部、都市部又は空港港湾部」に、「土木建築部長」を「土木部長」に改める。

5 広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正  
（広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程（平成元年広島県公営企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。）

第二条中「企業局次長」を「公営企業部次長」に改める。  
第三条中「企業局企業総務室長」を「公営企業部企業総務室長」に改める。

6 広島県企業局公用文に関する規程の一部改正

（広島県企業局公用文に関する規程の一部改正）  
次のように改正する。  
題名を次のように改める。

広島県公営企業部公用文に関する規程

本則中「企業局」を「公営企業部」に改める。  
 (広島県企業局文書等管理規程の一部改正)  
 7 広島県企業局文書等管理規程(平成十三年広島県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

広島県公営企業部文書等管理規程

第二条第二号中「企業局」を「公営企業部」に改める。

第三条の表原文書等管理規則の項中

企業局

を

公営企業部

に、

総務企画部管理総室文書法制室の長(以下「文書法制室」という。)

企業局企業総務室の長(以下「企業総務室」という。)

を

総務部総務管理局長文書法制室の長(以下「文書法制室」という。)

公営企業部企業総務室の長(以下「企業総務室」という。)

に改め、同表原文書等管理規程の項中

第二条第一号 総務企画部管理総室文書法制室(以下「文書法制室」という。)

企業局企業総務室(以下「企業総務室」という。)

を

第二条第一号 総務部総務管理局長文書法制室(以下「文書法制室」という。)

公営企業部企業総務室(以下「企業総務室」という。)

に、

第十條第一項、第三十五條	広島県電子メール取扱要領	企業局におけるファクシミリ装置による通信文書取扱要領
第十條第一項、第三十五條	広島県電子メール取扱要領	企業局におけるファクシミリ装置による通信文書取扱要領

第十條第一項、第三十五條、第四十六條	広島県電子文書交換システム取扱要領	企業局における広島県電子文書交換システム取扱要領
第十條第一項、第三十五條、第四十七條	電子申請システム取扱要領	企業局における電子申請システム取扱要領
第十條第四項	文書法制室において総務企画部管理総室長	企業総務室において企業局次長
第十五條第二項	主務部長、主務総室長等	企業局次長
第二十三條第一項	同一総室内のものにあつては主務室長の意思決定を、他の総室にわたるものにあつては主務総室長(室長専決の場合にあつては、主務室長)、他の部にわたるものにあつては主務部長(総室長専決の場合にあつては、主務総室長、室長)の専決の場合にあつては、主務総室長、室長専決の場合にあつては、主務室長	主務室長
第二十四條第一項	主務部長(総室長専決の場合にあつては、主務総室長、室長専決の場合にあつては、主務室長)	企業局次長(室長専決の場合にあつては、主務室長)

を

第十條第一項	フアクシミリ装置による通信文書取扱要領	公営企業部におけるフアクシミリ装置による通信文書取扱要領
第十條第一項、第三十五條、第四十六條	広島県電子メール取扱要領	公営企業部における広島県電子メール取扱要領
第十條第一項、第三十五條、第四十六條	広島県電子文書交換システム取扱要領	公営企業部における広島県電子文書交換システム取扱要領
第十條第一項、第三十五條、第四十七條	電子申請システム取扱要領	公営企業部における電子申請システム取扱要領
第十條第四項	文書法制室において総務部総務管理局長	企業総務室において公営企業部次長
第十五條第二項	主務部長、主務局長等	公営企業部次長
第二十二條第一項	知事(知事が不在の場合は副知事、共不在の場合は総務部長)	管理者
第二十三條第一項	同一局内のものにあつては主務室長の意思決定を、他の局にわたるものにあつては主務局長(局長専決の場合)にあつては、主務局長、室長専決の場合)にあつては、主務室長)	主務室長

に、

第二十四條第一項	主務部長(局長専決の場合)にあつては、主務局長、室長専決の場合)にあつては、主務室長)	公営企業部次長(室長専決の場合)にあつては主務室長)
----------	---	----------------------------

第二十七條第二項	「広島県規則」、及び「広島県告示」及び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、「広島県公営企業局告示」及び「広島県企業局訓令」
----------	----------------------------	--

第二十七條第二項	「広島県規則」、及び「広島県告示」及び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、「広島県公営企業局告示」及び「広島県公営企業部訓令」
----------	----------------------------	--

別表を次のように改める。

別表(第二條関係)

室	文書記号	総土開管整
総務室	企企企企	企企企企
土地管理室	公公公公	公公公公
水道管理室	企企企企	企企企企

8 (企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部改正)  
 企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程(平成十三年「広島県公営企業管理規程第十五号」の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

公営企業部建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程  
 第一条及び第二条中「企業局」を「公営企業部」に改める。  
 第三条の表中「建設工事入札情報企業局本庁閲覧所」を「建設工事入札情報公営企業部本庁閲覧所」に改める。

公営企業部訓令

広島県公営企業部訓令第一号

広島県企業局損失補償事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県企業局損失補償事務取扱規程の一部を改正する規程

広島県企業局損失補償事務取扱規程(平成元年企業局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県公営企業部損失補償事務取扱規程

附 則

この規程は、公布の日から施行する。